

注 意 喚 起

基準日前1年間の新築住宅の引渡し戸数が0である
建設業者・宅地建物取引業者の皆様へ

令和7年3月31日基準日以降

**基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である
旨の保険契約締結証明書等の送付は廃止されます！
基準日届出手続の失念にご注意ください！**

1. 令和7年3月31日基準日以降の届出における注意点

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人から送付していた「**基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸である旨**」の保険契約締結証明書等の送付が廃止され、届かなくなります。
- ②基準日前1年間に引き渡した新築住宅の戸数が0戸であっても、**基準日前10年間に1戸以上引き渡している場合は、国土交通大臣又は都道府県知事に届出を行う義務※**がありますのでご注意ください。

※届出をしていない場合は、基準日の翌日から起算して50日を経過した日以後は、新たに新築住宅の請負契約や売買契約を締結することが禁止されます。
また、住宅瑕疵担保履行法に基づく罰則や、建設業法又は宅地建物取引業法に基づく処分の対象となることがあります。

2. 届出書の提出方法

届出書を基準日（毎年3月31日）から3週間以内に、建設業許可又は宅地建物取引業免許を受けている行政庁に提出してください。

3. 基準日届出等に関する情報サイト

届出に必要な情報などを掲載していますので、是非ご活用ください。

○「住まいのあんしん総合支援サイト」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

こちらからもアクセスできます→



国土交通省

不動産・建設経済局
住 宅 局

建設業課
不動産業課
参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付